⒀　本工事は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行工事である。
⒁　本工事は、契約後に提出する休日確保計画（４週８休）に基づき施工することを前提に、本工事の予定価格の労務費等に補正係数を乗じた補正を行っている試行工事である。
⒂　本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする荒天リスク精算型の試行工事である。
⒃　本工事は、作業船乗組員の時間外労働を前提とした現行の積算基準を適用せず、適正な就業時間を反映させた見積り等を活用して費用計上する試行工事である。
⒄　本工事は、受発注者間の業務の効率化を目的とした工事書類簡素化の試行工事である。
⒅　本工事は、工事検査時(完成・既済部分等)を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした検査書類限定型の試行工事である。
⒆　本工事は、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の遠隔臨場を行うことができる試行工事（受注者希望型）である。
⒇　本工事は、工事現場の熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
(21)　本工事は、受発注者とその双方の責任者が参加し、施工における条件、工事工程の確認及び調整、施工計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を目的とした施工条件等確認調整会議を行う試行工事である。
(22)　本工事は、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事（受注者希望型）である。
(23)　本工事は、令和６年能登半島地震の被災地域での災害復旧工事等の実施に際し、被災地周辺に宿泊可能な施設がなく、現地に技術者や技能者といった当該工事従事者（以下「労働者」という。）のための宿舎の設置やキャンピングカーの手配、倉庫を借り上げて宿泊施設とする場合等の費用が必要となった場合に、見積り等を活用して適切に費用計上する試行工事である。
(24)　本工事は、令和６年能登半島地震の被災地域での災害復旧工事等の実施に際し、不足する労働者を広域的に確保せざるを得なく、漁港漁場関係工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の支出実績を踏まえて最終精算変更を行う試行工事である。
(25)　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（監理技術者（専任特例２号））の配置は認めない。

２　競争参加資格

次のすべての条件を満たす単体企業及び経常建設共同企業体とする。(特定建設工事共同企業体は募集対象から除く。)

(1)　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　農林水産本省における土木一式工事に係るＡ等級の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房参事官（経理）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　平成23年４月１日以降（当該年度を除く）に元請として、完成・引渡が完了した次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず代表者及び各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、同種工事の施工実績が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

・同種工事は、漁港又は港湾における外郭施設又は係留施設の施工実績とする。

(5)　水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）のうち、令和３年４月１日以降（当該年度を除く）に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する場合においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該実績がない場合にはこの限りではない。(ただし、共同企業体にあっては、全構成員の平均で65点以上であること。)
(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第２項の工事に該当する旨が特記仕様書に記載されている場合は専任を要しないことがある。
①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
③　平成23年４月１日以降(当該年度を除く)に元請として完成・引渡が完了した、次の同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１名が同種工事の施工経験を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず代表者及び各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)。

なお、同種工事の施工経験が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

・同種工事は、漁港又は港湾における外郭施設又は係留施設の施工実績とする。

④　水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等）のうち、令和３年４月１日以降（当該年度を除く）に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工経験を有する者においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該経験がない者はこの限りではない。

(7)　当該工事を行うにあたり、周辺海域の自然環境や水産生物の生息環境に配慮した施工を監督する者（以下「施工環境監理者」という。）であって、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第２項の工事に該当する旨が特記仕様書に記載されている場合は専任を要しないことがある。また、施工環境監理者は、主任技術者、監理技術者又は現場代理人と兼務できるものとする。
①　施工環境監理者は、技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者又は、一般社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者であること。
②　本工事は、令和６年能登半島地震の被災地域における災害復旧工事に該当することから、①に規定する者と同等以上の能力と経験を有する者として、建設業法の１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士の資格を有し、且つ、下記のａからｄのいずれかを満たす者を施工環境監理者に配置することができるものとする。
ａ　学校教育法による大学（短期大学を除く）若しくは旧大学令による大学において、水産学、土木工学、農業土木又は森林土木（以下、「水産土木の指定学科」という。）の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木の技術的業務に従事した期間を通算した期間（以下、「水産土木業務の実務経験期間」という。）が２年以上に達する者、又は、水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が４年以上に達する者。
ｂ　学校教育法による短期大学若しくは旧専門学校令による専門学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が４年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が６年以上に達する者。